

飼料自給率向上に向けた行動計画について（案）

1 行動計画の考え方

飼料自給率目標の実現のためには、国、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、飼料関係団体、消費者団体等が、有識者の助言を得つつ、相互に協力しながら適切な役割分担の下に、主体的に取り組むことが必要であり、また、これら取組の的確な工程管理が必要であることから、毎年、飼料自給率向上に向けた行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、関係者一体となった計画的な取組を推進することが重要である。

本行動計画は、飼料自給率向上戦略会議として、平成17年度における飼料自給率向上に向けた主要な活動内容とその工程を定めたものであり、関係者の飼料自給率向上に向けた活動の共通認識となるものである。

さらに、地方公共団体及び農業団体においては、本行動計画を踏まえ、別途自らの行動計画を定めるものとする。

2 行動計画に基づく取組みの推進

粗飼料と濃厚飼料の分野ごとの具体的な行動計画については、「全国飼料増産行動会議」及び「全国食品残さ飼料化行動会議」において策定し、その推進を図るものとする。

なお、これらの行動計画については、同一のテーマについて、複数の関係者がそれぞれの立場で取り組むものと考えられるので、関係者の取組の相互の連携と整合性が確保されるよう調整して策定する必要がある。

3 行動計画の検証とその結果の反映

飼料自給率向上戦略会議では、行動計画を策定するだけでなく、その取組状況等について点検・検証することとする。

また、取組状況の検証結果を踏まえ、翌年度の行動計画に反映し、効率的かつ着実な取組を推進するものとする。

なお、全国飼料増産行動会議及び全国食品残さ飼料化行動会議についても同様の考え方のもと取組を推進する。